毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人

県 編集 佐伯印刷株

大

分

(定価 箇年 三万八千八百八十円)

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

大分県知事

広

瀬

勝

貞

目

次

成二十 九

平成二十九年三月三十日

日)

曜

木

第一条

(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第三十五

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例

号) の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「通り」を「とおり」に改め、

二忌引

次の表の上欄に掲げる親族の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数

同項第二号を次のように改める。

月

三

十

Н

八

大分県条例第三号

大分県地方警察職員定数条例の一

〇条

例

大分県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部改正…………|

七六

祖父母の配偶者又

日

(職員と生計を一にしていた場合にあつては、

三日

五 四 四

偶者の子子の配偶者又は配

三日

(職員と生計を一にしていた場合にあつては、

七日

配偶者の父母

三日

(職員と生計を一

にしていた場合にあつては、

七日

おじ又はおば

日

兄弟姉妹

三日

日

七 七

姉妹

又は配偶者の兄弟 兄弟姉妹の配偶者

日

(職員と生計を一にしていた場合にあつては、三日

める条例の一部改正…………………………………………………………………一三

準等を定める条例等の一部改正……………………………………………………………………………一二 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基

設備及び運営に関する基準等を定

大分県安心こども基金条例の一部改正………………………………………………………… 大分県がん対策推進条例の一部改正………………………………………………………………… 大分県税条例等の一部改正…………………………………………………………………………九 大分県使用料及び手数料条例の一部改正…………………………………………………………………

祖父母

三日

孫

父母 配偶者

七日

十日

七日

子

職員の育児休業等に関する条例等の一部改正……………………………………………………………………………五

例

指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、

者のおじ若しくは の配偶者又は配偶 おじ若しくはおば

日

大分県報号外

平成二十九年三月三十日

(条例)

準ずる者として任命権者が定める者を含む(第十五条の三第一項から第三項まで第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらにて家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属していて家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属していにより職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立につい二 子には、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定

員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、 以下同じ。)」を、 め 回を超えず、かつ、 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、 いう。)内において」を加え、同条第二項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する 第十三条の二第一項中「職員が」の下に「要介護者(」を、 同条の次に次の一条を加える。 通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」と 「ため、」の下に 「任命権者が、 連続する六月の期間」を「指定期間」に改 任命権者が定めるところにより、 「もの」の下に「をいう。 \equiv 職

において同じ。

(介護時間)

る。 務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とす 護を必要とする一の継続する状態ごとに、任命権者が定める期間内において、一日の勤 第十三条の三 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介

を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき任命権者が定める時間

務時間一時間当たりの給与額を減額する。 介護時間については、その勤務しない一時間につき、給与条例第十九条に規定する勤

子のある職員が、任命権者が定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び」日の午前五時までの間をいう。)における」と、」を「あり、第二項中「三歳に満たないり、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後十時から翌を「要介護者」に、「あるのは「要介護者のある職員が、任命権者が定めるところによ定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)」第十五条の三第四項中「第一項及び前項」を「前三項」に、「第十三条の二第一項に規

に、「「要介護者のある職員が、任命権者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替える」を、第一項中「深夜における」とあるのは「公務の運営に支障を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「深夜(午後十時から該要介護者を介護する」と、第一項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後十時から、当該要介護者のある職員が、任命権者が定めるところにより、当該要介護者を介護す

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

改正する。 第二条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年大分県条例第四号)の一部を次のように

加える。 第二条の三を第二条の四とし、第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を第二条第四号イ②及びロ中「次条第三号」を「第二条の三第三号」に改める。

(育児休業法第二条第一項の条例で定める者

第三条第一号を次のように改める。 第三条第一号を次のように改める。)に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。 の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限の四第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条高、第三条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和二十二年法第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和二十二年法

に該当することとなったこと。

児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合一 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育

イ 死亡した場合

ロ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

げ、第一号の次に次の一号を加える。三号」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第二号から第五号までを一号ずつ繰り下三号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第二条の二第三号」を「第二条の三第

- ることとなったこと。 業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当す二 育児休業をしている職員が第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休
- イ 前号イ又はロに掲げる場合
- ロ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定による請求

除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定 に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を

第十一条第一号を次のように改める。

による措置が解除された場合

短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第三条第一 同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児 育児短時間勤務(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下

第十一条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の

号イ又は口に掲げる場合に該当することとなったこと。

次に次の一号を加える 育児短時間勤務をしている職員が、第十四条第一号に掲げる事由に該当したことに

姉又兄

は祖

偶子

配父

兄

時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合」に、「を承認されている時間」を「又 時間」の下に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第三項中 の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十一条第三十二項において読み替え する条例第十三条の三第一項若しくは学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第 て準用する同条第二十九項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための 十一条の三第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児 「を承認されている場合」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者 第二十五条第二項中「を承認されている」を「又は職員の休日休暇及び勤務時間等に関 三条第二号イ又は口に掲げる場合に該当することとなったこと。 より当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第

(学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

四号)の一部を次のように改正する。 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例 (昭和三十二年大分県条例第二十

第十条第一項第二号を次のように改める。

忌引 次の表の上欄に掲げる親族の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数

	-
配偶者	十日
父母	七日
子	七日
祖父母	11日

17 10	一日
2.弟姉妹	111日
じ又はおば	一日
偶者の父母 母の配偶者又は	三日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、七日)
『者の子の配偶者又は配	三日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、七日)
配偶者の祖父母の配偶者又	一日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、三日)
法妹 に配偶者の兄弟 に発姉妹の配偶者	一日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、三日)
で で で の お じ 若 し く は 配 偶 者 又 は 配 偶 れ に く は る た る し く し く し く し る し る し る し る し る し る し	一 日

お者のお

- 配偶者には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む
- において同じ。)。 準ずる者として任命権者が定める者を含む(第十三条の三第一項から第三項まで 第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに 十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四 る場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二 て家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属してい により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立につい 子には、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第

員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三 以下同じ。)」を、 いう。)内において」を加え、同条第二項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する 回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間 第十一条の二第一項中「職員が」の下に「要介護者(」を、「もの」の下に「をいう。 「ため、」の下に「任命権者が、任命権者が定めるところにより、 (以下「指定期間」と

め 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、 同条の次に次の一条を加える。 連続する六月の期間」を「指定期間」に改

第十一条の三 護を必要とする一の継続する状態ごとに、 務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とす 介護時間は、 職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介 任命権者が定める期間内において、一日の勤

- を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき任命権者が定める時間
- 3 務時間一時間当たりの給与額を減額する。 介護時間については、その勤務しない一時間につき、給与条例第十九条に規定する動

を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障 翌日の午前五時までの間をいう。)における」と、第二項中「当該請求をした職員の業務 該要介護者を介護する」と、 る」と読み替える」を「、「要介護者のある職員が、任命権者が定めるところにより、当 子のある職員が、任命権者が定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び」 を「要介護者」に、 定する日常生活を営むのに支障がある者 第十三条の三第四項中 の午前五時までの間をいう。)における」と、」を「あり、第二項中「三歳に満たない 当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後十時から翌 「「要介護者のある職員が、任命権者が定めるところにより、当該要介護者を介護す 「あるのは「要介護者のある職員が、任命権者が定めるところによ 「第一項及び前項」を「前三項」に、 第一項中「深夜における」とあるのは「深夜 (以下この項において「要介護者」という。)」 「第十一条の二第一項に規 (午後十時から

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

がある」と読み替える」に改める。

第四条 四号) の一部を次のように改正する。 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年大分県条例第四十

るため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合にお ける休暇をいう。)」を加える 第十四条第二項中「の子」の下に「その他任命権者が定める者」を加え、 一を「、介護休暇」に改め、 「休暇をいう。)」の下に「又は介護時間 「あるもの」の下に「(以下「要介護者」という。 (当該技能労務職員が要介護者の介護をす 「又は介護休 \subseteq

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第五条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年大分県条例第五十二

号)の一部を次のように改正する。

暇」を「、介護休暇」に改め、 をいう。)」を加える。 一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇 第十四条第二項中「の子」の下に「その他企業局長が定める者」を加え、 「休暇をいう。)」の下に「又は介護時間 「あるもの」の下に「(以下 (当該職員が要介護者の介護をするため、 「要介護者」という。)」 「又は介護休

(大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

第六条 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十八年大分県条例第二 十三号)の一部を次のように改正する。

休暇」を「、介護休暇」に改め、 をいう。)」を加える。 を、「休暇をいう。)」の下に 一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇 第二十五条第二項中「の子」の下に「その他病院局長が定める者」を加え、 「又は介護時間 「あるもの」 の下に一 (当該職員が要介護者の介護をするため、 (以下「要介護者」という。)」 「又は介護

則

(施行期日)

1 この条例は、 平成二十九年四月一日から施行する。

経過措置

2 条の二の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下 限る。)までの期間を指定するものとする。 当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して六月を経過する日までの日に 規定による改正後の学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十一条の二第一項 る改正後の職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十三条の二第一項又は第三条の いう。)から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係る第一条の規定によ 又は第三条の規定による改正前の学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十一 に規定する指定期間については、任命権者は、 「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下この項において単に「初日」と 第一条の規定による改正前の職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十三条の二 任命権者が定めるところにより、 初日から

3 条例(平成二十九年大分県条例第四号)第一条の規定によってまず改正され、次いで第二 職員の育児休業等に関する条例は、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する

条の規定によって改正されるものとする。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬

勝

貞

大分県条例第四号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 改正する。 職員の育児休業等に関する条例(平成四年大分県条例第四号)の一部を次のように

第二条に次の二号を加える。

四条第三項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年大分県条例第四十二号) 第

次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

次のいずれにも該当する非常勤職員

- (1)が一年以上である非常勤職員 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間
- (2)が一歳六か月に達する日(次条第三号において「一歳六か月到達日」という。 ること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 その養育する子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。 (任期が更新される場合にあっては、更新後のもの) が満了す
- 勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員
- 場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に 非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である 日(以下この号及び同条において「一歳到達日」という。)(当該子について当該 次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が一歳に達する
- 了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引 あって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満 き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で
- 第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える

(育児休業法第二条第一項の条例で定める日

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、 に応じ、当該各号に定める日とする。 次の各号に掲げる場合の区分

- 期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該 算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該 び第二項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合 後当該非常勤職員が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項及 子の一歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以 前である場合を除く。) 員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされ この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職 おいて当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下 経過する日 た日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日に 当該子が一歳二か月に達する日(当該日が当該育児休業の 非常勤職員の養育する子の一歳到達日
- 三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳 該子の一歳六か月到達日 児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該 あっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等 は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当し 到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又 任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育 育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更 該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を 育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当 てする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合に

当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶 育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日 (当該非常勤職員がする

大分県報号外

(条例

Ŧī.

地方等育児休業をしている場合日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において者が当該子の一歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた

に特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のため

第三条に次の二号を加える。

六 第二条の二第三号に掲げる場合に該当すること。

れる日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用さ当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定七 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、

第十七条中「(平成十五年大分県条例第四十二号)」を削る。

いる」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。 第二十四条中「育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をして

一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 -

員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職一次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和二十五

- 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時第二十五条第一項中「勤務時間」の下に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除して 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第二条 職員等の旅費に関する条例(昭和二十六年大分県条例第二十八号)の一部を次のよ

うに改正する。

第三十五条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える

(臨時的任用職員及び非常勤職員の旅費等)

(職員の給与に関する条例の一部改正

に改正する。 第三条 職員の給与に関する条例(昭和三十二年大分県条例第三十九号)の一部を次のよう

に「及び通勤に係る費用弁償」を加える。改め、同条中「臨時職員及び」を「臨時的任用職員の給与並びに」に改め、「給与」の下、第二十五条の見出し中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に、「給与」を「給与等」に

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝

貞

大分県条例第五号

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

改正する。 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように

附則に次の一項を加える。

(狩猟免許関係事務に係る手数料の特例)

- かわらず、徴収しない。 の間の申請又は登録に係るものについては、別表第三の狩猟免許関係事務の項の規定にかる。 次に掲げる手数料であつて、平成二十九年四月一日から平成三十七年三月三十一日まで
- 一 狩猟免許申請手数料
- 成十四年法律第八十八号)第五十一条第一項に規定する申請書を提出する日前一年以内二 狩猟免許更新申請手数料(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平

けて許可捕獲等を行つた者に係るものに限る。 等」という。)を行つた者及び同条第八項に規定する従事者として従事者証の交付を受 を目的とするものに限る。)を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等 大分県の区域を対象とする同法第九条第一項の規定による許可 (以下「許可捕獲 (鳥獣の管理

間に許可捕獲等を行つた者及び同法第九条第八項に規定する従事者として従事者証の交 付を受けて許可捕獲等を行つた者に係るものに限る。 登録を受けるもの並びに同法第五十六条に規定する申請書を提出する日前一年以内の期 該交付の日が平成三十六年度に属する場合にあつては、当該年度の末日)までに狩猟者 十三条の狩猟免状の交付を受けた者で交付の日の属する年度の翌年度の四月十五日(当 狩猟者登録手数料 (新たに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四

施設療養」を「若しくは医療」に、 別表第一の保健所の項中「別表第一第六号」を「別表第二第六号」に、 「助産婦」を「助産師」に改める。 医療若しくは

係事務の項中 八条の五第九項第四号」を「第三十八条の五第十項第四号」に改め、同表の技能検定試験関 査事務の項中 別表第三の特定住宅用地認定事務の項中「第十八条の五第十項」を「第十九条第十一項」 「第三十八条の五第八項」を「第三十八条の五第九項」に改め、同表の譲渡予定価額審 「第十八条の五第十一項第四号」を「第十九条第十二項第四号」に、 「第三十

九〇〇円とする。 く。)に係る手数料は、八、 格をもつて在留する者を除 号)別表第一の上欄の在留資 該試験の実施日の属する年度 受けようとする者であつて当 和二十六年政令第三百十九 入国管理及び難民認定法(昭 五歳に達していないもの の前年度の末日において三十 実技試験の二級又は三級を

促進法(昭和四十四年法律第 とする在校生(職業能力開発 業能力開発促進法施行規 発施設において職業訓練(職 項に規定する公共職業能力開 六十四号)第十五条の七第三 実技試験の三級を受けよう

業能力開発施設又は職業能 力開発総合大学校の訓練生

(短期間の訓練課程を受け

三級受検の在校生(公共職

これを一〇〇円単位に切り 金額に三分の二を乗じて得 う。)にあつては、上記の 捨て、五〇円以上一〇〇円 が生じたときはこれを切り た金額(五〇円未満の端数 生及び大学の在学生をい の在校生、短期大学の在学 校の在校生、高等専門学校 校生、専修学校又は各種学 等教育学校の後期課程の在 除く。)、高等学校又は中 る者及び就職している者を 期間の訓練課程を受けてい 未満の端数が生じたときは)とする。

を 者又は学校教育法第一条に規 者(現に雇用されている者を される職業訓練施設において 訓練課程」という。)を除 期間の訓練課程の職業訓練 七条第一項に規定する職業能 除く。)若しくは同法第二十 課程を除く。)を受けている する認定職業訓練(短期訓練 同法第二十四条第三項に規定 力開発総合大学校に在学する 第二十五条の規定により設置 十四号)第九条に規定する短 (以下この号において (昭和四十四年労働省令第1)を受けている者、同法

に改め、 同表の大

る者に係る手数料は、二、 〇〇円とする。 一、九〇〇円とする。 前二号のいずれにも該当す 九

規定する専修学校若しくは同 門学校、同法第百二十四条に

法第百三十四条第一項に規定

する各種学校に在学する者を

いう。)に係る手数料は、

別支援学校(高等部に限

校(後期課程に限る。)、特 定する高等学校、中等教育学

る。)、大学若しくは高等専

十六条第一項に規定する登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関 調査機関 十八号)」を削り、同表の都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務の項中 するもの又は大分県内に」に改め、 続き三年以上」を「入学しようとする年の前年の四月一日から引き続き大分県内に住所を有 分県立工科短期大学校の事務の項中 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十五 (エネルギーの使用の合理化等に関する法律 同表の狩猟免許関係事務の項中「(平成十四年法律第八 「本県内に本籍及び住所を有するもの又は本県内に引き (昭和五十四年法律第四十九号) 第七 一登録建築物

平成二十九年三月三十日

大分県報号外 (条例

五、〇〇〇 五八八、	二、〇〇〇 平方メート 〇〇〇平方 一件 (二一六 円)	ル未満 円) - 二、〇〇〇 三三五、 一 件 (一三三	四 複合 型定を申請する 一 件 非住 フ で で で で で で の の の の の の の の の の の の の		四 複合建築物の り算定 場合 一件 非住宅 おり算 より算 より ない かい こう おり ない かい		規定する登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関(法第十り、「登録建築物調査機関(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十六条第ルギー消費性能の向上に関する法律関係事務の項中「平成二十七年法律第五十三号。条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同表の建築物
〇 〇 円	日)	000円	住宅部分について に変した額と に変した額と に変した額と に変した額と に変した額と に変した額と	_	で り 算定 した 額と な ら 算定 した 額と を 合 算に した 額と を 合 算に した 額と を 合 算に した 額と を 合 第 した も も した も も した も も した も も した も も した も も した も も した も も した も も した も も した も も した も も した も も した も も した も も した も も した も も した も も も した も も した も も も も も も も も も も も も も	二の規定の列によ ・ 「登録建築物エネルギー消費性能判定 住宅部分について 住宅部分について	関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関(法第十五条第(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十六条第一項にする法律関係事務の項中「平成二十七年法律第五十三号。」を削築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同表の建築物のエネ
手数料	明 関 な 定 適 消 ネ 書 す 変 の 合 費 ル 交 の 軽 性 性 ギ 付 証 に 微 判 能 l	建築物エ	手合費ル築に計 数性性ギ物係 調 判 地 能 引 え え 変 更				1 消費 注性 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
					ト 〇 二 ル 平 五 以 方 〇 上 メ 〇 ー	計 ル 平 五 ト 〇 一 〇 未 方 、 〇 以 方 メ 〇 上 上	積の ル 以 上 一 一 一 一
はつ	件 (類をす割し)	统 业 1+	ー 件 ○額をす判 1 じ 新	金 业	件	件	件
は、切り捨てる。) 一消費性能適合性 神定手数料に規定 する額に二分の一 を乗じて得た金 を乗じて得た金	紫物の床面積に応います。	○ ・乗る定消建物円こド額手費築の	物の民団債に必可該判定に係る建	円) (三九六、〇〇〇円	円)	円 (二八一、〇〇〇
					額とするものとしるものと た場合は、 かの金 でとする。	に 項第一条第一 計画が 音の 発の 発の 発の 発の 発の に に に に に に に に に に に に に	二 建築物エ て 算 定 す で り の に つい の 床
					るのはさと合。金、れしす	基ロー令保消	サント

改める。

別表第四の技能検定試験関係事務の項中「(昭和四十四年法律第六十四号)」を削る。

該各号に定める日から施行する この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当

- 務の項の改正規定 公布の日 る部分を除く。)並びに別表第三の特定住宅用地認定事務の項及び譲渡予定価額審査事 別表第一の保健所の項の改正規定(「別表第一第六号」を「別表第二第六号」に改め
- 正規定 平成二十九年十月一日 別表第三の技能検定試験関係事務の項及び別表第四の技能検定試験関係事務の項の改
- る部分に限る。) 別表第一の保健所の項の改正規定(「別表第一第六号」を 平成三十五年十月 「別表第二第六号」に改め

大分県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝

貞

大分県条例第六号

大分県税条例等の一部を改正する条例

(大分県税条例の一部改正)

第一条 大分県税条例 (昭和二十五年大分県条例第四十五号) の一部を次のように改正す

を「平成三十三年」に改める。 附則第七条の三の二中「平成四十一年度」を「平成四十三年度」に、 「平成三十一年」

(大分県税条例の一部を改正する条例の一部改正

第二条 大分県税条例の一部を改正する条例(平成二十五年大分県条例第六号)の一部を次 のように改正する。

(大分県税条例等の一部を改正する条例の 附則第一項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。 一部改正

部を次のように改正する。 大分県税条例等の一部を改正する条例 (平成二十八年大分県条例第二十六号)の

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二 大分県税条例の一部を次のように改正する。

第四十五条に次の一項を加える。

3 り納付しなければならない の取得に対して課する自動車取得税を知事から得た納付情報により納付する方法によ かかわらず、当該納税者は当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車 処理組織を使用して第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、前項の規定に 録の申請をし、併せて大分県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 処理組織を使用して道路運送車両法第七条第一項又は第十三条第一項の規定による登 (平成十六年大分県条例第三号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報 (平成十四年法律第百五十一号) 第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報 自動車取得税の納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

園児」に改める。 七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加え、 第五十三条の六第一項中「規定する学校」の下に「又は就学前の子どもに関する教 保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成十八年法律第七十七号) 「又は幼児」を「若しくは幼児又は 第二条第

第五十七条第二項中「次条」を「第五十八条」に改め、同条の次に次の一条を加え

(自動車税の徴収の方法の特例

第五十七条の二 自動車税の納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関す る自動車に対して課する自動車税を知事から得た納付情報により納付する方法により の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係 情報処理組織を使用して次条第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条 送車両法第七条第一項の規定による登録の申請をし、 る情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子 る法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運 併せて大分県行政手続等におけ

規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表第 成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新 を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、 年三月三十一日」を 年度分」に改め、 五十四条第一項第一号イの項中「第五十四条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に 附則第二十二条の七第一項中 「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第一号中 「平成十六年三月三十一日」に、 「平成二十八年度分」を「当該各号に定める年度以後の 「もの」を「もの 同項第二号中「平 新車新規登録 「平成十五

大分県報号外

第一号ロ」に改め、 二号イ」に改め、 十四条第一項第一号ロの項中「第五十四条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改 第一号イの項中「第五十四条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、 るべきものとして定められたものをいう。)以上」を削り、同項の表第五十四条第一 効率(基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用され 百分の百二十」を「に百分の百十」に改め、 項第四号中 八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」 平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二 号」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日ま 表第五十四条第二項第一号の項中 第一項第五号ハの項中 五十四条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第五十四条第一項第五号 第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第五十四条第一項第五号イの項中 号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、 項第二号ハ(1) の項中 第三号イ②」に改め、同表第五十四条第一項第三号ロの項中「第五十四条第一項第三 項第二号ハ②の項中「第五十四条第一項第二号ハ②」を「第一項第二号ハ②」に改 「第五十四条第一項第二号ハ⑴ 一項第二号ロ」を「第 を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、 を「第一項第二号イ」に改め、 同表第五十四条第 同表第五十四条第二項第二号の項中「第五十四条第二項第二号」を「第二項第二 同表第五十四条第一項第三号イ②の項中「第五十四条第一項第三号イ②」を 同表第五十四 項第二号ロ」に改め、 「第五十四条第一項第五号ロ」を「第一項第五号ロ」に改め、 平成二十九年度分」に改め、 「以下この号」を「次項」に、 -四条第 (次項において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。) に を 同表第五十四条第一項第二号ロの項中 同表第五十四条第一項第二号イの項中 条第一項第一号ロの項中 項第二号 一項第二号イの項中 「第五十四条第一項第五号ハ」を 一項第一 一項第二号ロ」に改め、 ハ (2) 同表第五十四条第一 二号ハ(1) 「第五十四条第二項第一号」を「第二項第一号」に改 を 同表第五十四条第一項第二号ロの項中「第五十四条 を 同表第五十四条第一項第四号の項中「第五十四条 「第一項第二号ハ⑴」に改め、 「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、 「第一項第二号ハ(2) に改め、 「平成二十七年度以降」を「平成三十二年度 「第五十四条第一項第二号イ」 「かつ平成三十二年度基準エネルギー消費 「第五十四条第 同表第五十四条第一項第二号ハ(1)の項 項第二号ハ(1)の項中 同表第五十四条第 第一 「第五十四条第一 「第五十四条第一項第一 一項第一号口」 項第五号ハ」に改め、 同表第五十四条第 項第二号ハ(2)の 同表第五十四条 同表第五十四条 「第五十四条第 項第二号口」 を「第 「にあつては を 同表第五 第 第一 一項第 項 号 項 司 同 改め、 号イ」を 中「第五十四条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、 第五号イ」に改め、 同表第五十四条第一項第四号の項中 条第一項第三号ロの項中「第五十四条第一項第三号ロ」を「第 の項中「第五十四条第一 第一項第三号イ(1)」を ①」に改め、同表第五十四条第一項第二号ハ②の項中「第五十四条第一項第二号ハ②」 十四条第一項第二号ハ⑴の項中「第五十四条第一項第二号ハ⑴ 第二号ロの項中「第五十四条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、 条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、 四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつて で」に、「にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、 十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日ま 号」に改め、 第一項第五号ハの項中「第五十四条第一項第五号ハ」を「第一項第五号ハ」に改め、 ロの項中「第五十四条第一項第五号ロ」を「第一項第五号ロ」に改め、 第一項第四号」を 号ロ」を 項第三号イ(2)」に改め、 を「第一項第二号ハ(2)」に改め、 は平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、 きものとして定められたものに百分の百二十」に、 表第五十四条第二項第一号の項中「第五十四条第二項第一号」を「第二項第一号」に改 五十四条第一項第五号イ」を「第一 め、同表第五十四条第二項第二号の項中「第五十四条第二項第二号」を「第二項第二 「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべ 「同条の」を加え、同項の表第五十四条第一項第一号イの項中「第五十四条第一項第一 を 同表第五十四条第一項第五号イの項中 第 「第一項第一号イ」に改め、 「第一項第三号ロ」に改め、

項第五号ロ」に改め、

同表第五十四条第一項第五号ハの項中

「第五十

同表第五十四条第一項第五号ロの項中

「第五十四条第一項第四号」

を

「第一項第四号」に

項第三号ロ」

に改め、

「第五十四条第一項第五号イ」を

「第五十四条第

項第五号

「第一項

「第一項第三号イ(1)」に改め、

同表第五十四条第一項第三号イ⑴の項中「第五十四条

同表第五十四条第一項第三号イ(2)

同表第五十四条第一項第一号ロの項中

「第五十四

同表第五十四条第一項第二号イの項

同表第五十四条第一項

一を「第一項第二号ハ

項第三号イ②」を

「第一項第三号イ②」に改め、

同表第五十四

第 同表第五十四条第一 項第三号イ(1)の項中「第五十四条第一項第三号イ(1)」 項第三号イ2の項中「第五十四条第一項第三号イ2) を 「第一項第三号イ①」に改 を「第一

同表第五十四条第一項第三号ロの項中「第五十四条第一項第三

同表第五十四条第一項第四号の項中

「第五十

同表第五十四条第一項第五号イの項中

第一

項第四号」に改め、

項第五号イ」に改め、

同表第五十四条第一項第五号

同表第五十四条

同

同条第三項中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を

「平成二十六年四月一日から平成二

当該自動車が平成二十七年

「上欄に掲げる」

の 下 に

の項中「第五十四条第二項第二号」を「第二項第二号」に改める。「第五十四条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第五十四条第二項第二号第一項第五号ハ」を「第一項第五号ハ」に改め、同表第五十四条第二項第一号の項中

を第六十条の十一とする改正規定の次に次のように加える。(第二条中大分県税条例第五十八条の見出し及び同条第一項から第四項までを改め、同条

め、同条を第六十条の十とする。「種別割」に、「道路運送車両法第七条第一項の規定による登録」を「新規登録」に改第五十七条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を

を第六十条の九とし、同条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。 第二条中大分県税条例第五十七条の見出し及び同条第一項から第三項までを改め、同条

「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第六十条の九とする。額」を「種別割額」に、「第五十八条」を「第六十条の十一」に改め、同条第三項中項」を「第百七十七条の十第一項」に、「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「第百五十条第一年」道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に改め、同条第二項第五十七条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項

に改める。 第二条中大分県税条例附則第二十二条の六の三の次に三条を加える改正規定を次のよう

附則第二十二条の六の三の次に次の一条を加える。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。ついては、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句規定を同条第四項において準用する場合を含む。)並びに同条第三項の規定の適用に第二十二条の六の四 営業用の自動車に対する第五十七条第一項及び第二項(これらの

に ま い て 準 用 す	
る場合を含	
む。)	

第二項(第四項 において準用す る場合を含	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

に改める。 第二条中大分県税条例附則第二十二条の七の前の見出し及び同条の改正規定を次のよう

項第二号に規定する軽油自動車」に、 改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第五十七条第一 する一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第五十四条 三号において同じ」を「第五十七条第一項第一号に規定する電力併用自動車をいう」 一項中「有しないものをいう。以下この条において同じ」を「有しないものをいう」 条第二項及び第三項を削る 項」に、「この条」を「この号及び次号」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に を「含む」に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七条第一項」を「第五十四条第三 第一項及び第二項」を「同項及び同条第二項」に、 の排出の抑制に資するもので施行規則附則第五条第五項に規定するものをいう。 機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガス 条第四項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する 規定するものをいう。)及び」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同 の二第一項に規定するものをいう」に、 「同条第二項に」に、「同条第二項に規定するものをいう。)及び」を「同条第一項に 「施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。)、」に、「同条第三項に」を 附則第二十二条の七の前の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第 「バス(一般乗合用のものに限る。)」を「第六十条の六第一項第三号イ⑴に規定 「附則第五条第一項に規定するものをいう。以下この条において同じ」を「第九条 「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同 「同条第二項に規定するものをいう。)、」を 「含む。以下この条において同じ」 次項第

に」の下に「、「前条第一項」を「前条」に」を加える。 第二条のうち大分県税条例附則第二十二条の八の改正規定中「第六十条の十八第一項

号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。号中「、第六項及び第十項」を「、第七項及び第十二項」に改め、同項第三号を同項第四の明第一項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改め、同項第一

附則第二項中「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に改める 二の規定並びに附則第五項及び第八項の規定 平成二十九年四月 日

附則第四項中「附則第六項」を「附則第七項」に改める。

附則第十項を附則第十二項とする。

三十二年度」に、「平成二十八年度分までの」を「平成三十一年度分までの同日前に納税 成三十一年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成 附則第九項中「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に、 「平成二十九年度」を「平

義務が発生した者に課する」に改め、同項を附則第十一項とする。

る。 附則第八項中「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に改め、同項を附則第十項とす

附則第七項中「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に改め、 同項を附則第九項とす

る。

附則第六項の前の見出しを削り、 (自動車税に関する経過措置)」を付し、 同項を附則第七項とし、 同項の次に次の一項を加える 同項の前に見出しとして

8 よる。 動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例に 二十九年新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の自

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

5 の規定中自動車取得税に関する部分は、 に納付する自動車取得税について適用し、 第一条の二の規定による改正後の大分県税条例(以下「二十九年新条例」という。) なお従前の例による。 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後 同日前に納付すべき自動車取得税について

この条例は、 公布の日から施行する

大分県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬

勝

貞

大分県条例第七号

大分県がん対策推進条例の一部を改正する条例

大分県がん対策推進条例(平成二十三年大分県条例第二十号)の一部を次のように改正す

る。

第十条第一項第一号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

この条例は、 公布の日から施行する。

大分県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

大分県知事

広

瀬

勝

貞

平成二十九年三月三十日

大分県条例第八号

大分県安心こども基金条例の一部を改正する条例

大分県安心こども基金条例(平成二十一年大分県条例第五号) の一部を次のように改正す

附則第二項中 「平成三十年六月三十日」を「平成三十一年六月三十日」に改める。

則

る

この条例は、 公布の日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、 設備及び運営に関する基準

等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

大分県条例第九号

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、 設備及び運営に

大分県知事

広

瀬

勝

貞

関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、 設備及び運営に関する基

準等を定める条例の一部改正

第一条 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関す る基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十二号)の一部を次のように改正す

第百七十八条に次の一項を加える。

3 ない。 要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければなら 指定就労継続支援A型事業者は、 就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必

第百七十九条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中

第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

うにしなければならない。 に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるよ2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業

第百七十九条に次の一項を加える。

て充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りで6.賃金及び第三項に規定する工賃の支払には、原則として、自立支援給付の収入をもっ

第百八十三条の次に次の一条を加える。

(運営規程)

制る。 | お上条中「第九十三条」とあるのは「第百八十四条において準用する第九十三条」と」を める。 大十条中「第九十三条」とあるのは「第百八十四条において準用する第九十条」を「第百八十三条の二」に改め、「、第 第四 第百八十四条中「第八十七条から」の下に「第八十九条まで、第九十一条から」を加 る条例

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

分県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。 第二条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大

第七十一条の次に次の一条を加える。

(運営規程)

第七十八条に次の一項を加える。 める事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。第七十一条の二 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、規則で定

、。 知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならなる。 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な

三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。第七十九条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第

要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるように2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必

しなければならない。

第八十四条中「、第三十六条」を削る。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

る条例の一部を改正する条例をここに公布する。 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定め

平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝

貞

大分県条例第十号

指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基

準等を定める条例の一部を改正する条例

る条例(平成二十四年大分県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定め

第四条第三項中「及び第四十九条」を「、第四十九条及び第七十三条第一項第一号」に改

第五項の次に次の一項を加える。

は、児童指導員又は保育士でなければならない。 は、児童指導員又は保育士でなければならない。 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上

第七十七条の次に次の一条を加える。

(情報の提供等)

ようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサ第七十七条の二 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用し

2 告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 ービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広

3 次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業 指定放課後等デイサービス事業者は、 その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、 次条において準用する第二十七条第三項の規定に

3

児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、 障害 者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

 \equiv 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、 交流等の取組の状況

Ŧī. な情報の提供、 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要 助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、 おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の

第七十八条中「から第五十条まで」を「、第四十九条、第五十条」に改める。 内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない

第七十九条第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、 保育士又は障害福祉サ

ービス経験者」に改め、 同条に次の一項を加える。

3 第一項第一号の児童指導員、 保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上

第八十一条中「から第五十条まで」を「、第四十九条、第五十条」に、「及び第七十七条 は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(第一項を除く。)」を「、第七十七条(第一項を除く。)及び第七十七条の二」に改め

る

附 則

(施行期日

1 この条例は、 平成二十九年四月一日から施行する。

経過措置

2 の三第一項の規定による指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者に係る従業者 この条例の施行の際現に児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五

> 件並びに人員、 七十三条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例によ の員数の基準については、この条例による改正後の指定通所支援の事業に係る申請者の要 設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第

準については、新条例第七十九条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間 員数の基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者に係る従業者の員数の基 件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第七十九条に規定する従業者の は、なお従前の例による。 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の指定通所支援の事業に係る申請者の要

大分県自殺予防対策強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝

貞

大分県条例第十一号

大分県自殺予防対策強化基金条例の一部を改正する条例

うに改正する。 大分県自殺予防対策強化基金条例(平成二十一年大分県条例第五十三号)の一部を次のよ

附則第二項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十年十二月三十一日」に改め

附 則 る。

この条例は、 公布の日から施行する。

美しく快適な大分県づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

大分県条例第十二号

大分県知事

広

瀬

勝

貞

美しく快適な大分県づくり条例の一部を改正する条例

美しく快適な大分県づくり条例 (平成十六年大分県条例第二十号)の一部を次のように改

正する。

第二条第三号ただし書を次のように改める

違法駐車行為及び同法第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車していると認められ ただし、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第五十一条の二第一項に規定する

ができない状態にするものを除く る場合に係る車両の運転者の行為であって、 運転者が車両を離れて直ちに運転すること

- 第二十四条第一号を次のように改める。
- 録を受けた自動車にあっては、次のいずれかに該当するものであること。 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四条の自動車登録ファイルに登
- 抹消登録」という。) 又は同法第十六条第二項の規定による届出がなされているこ 道路運送車両法第十五条第一項若しくは第五項の永久抹消登録(ロにおいて「永久
- 録がなされている場合を除く。 いう。)が取り外されていること又はその表示内容が読み取れないこと(永久抹消登 道路運送車両法第十一条第一項の自動車登録番号標(ハにおいて「登録番号標」と 同法第十五条の二第一項の輸出抹消仮登録又は同法第十六条第一項の一時抹消登
- きないことにより、同法第二十二条第一項の登録事項等証明書の交付を請求すること 番号(道路運送車両法第七条第一項第二号の車台番号をいう。)を識別することがで ができないこと。 登録番号標が取り外されていること又はその表示内容が読み取れないこと及び車台

第二十四条第三号中「第四百四十六条第三項」を「第四百六十三条の十八第三項」に、

「附す」を「付す」に改める。 第二十五条第二項第四号及び第五項中「六月」を「三月」に改める。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十四条第三号の改正規定は、平成三

十一年十月一日から施行する。

2 り告示する放置自動車等の処分について適用し、同日前に改正前の同項の規定により告示 した放置自動車等の処分については、なお従前の例による。 改正後の第二十五条第五項の規定は、この条例の施行の日以後に同条第二項の規定によ

特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

大分県知事

広

瀬

勝

貞

平成二十九年三月三十日

大分県条例第十三号

特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第一条 特定非営利活動促進法施行条例(平成十年大分県条例第三十五号)の一部を次のよ うに改正する。

む。)」を加える。 第十一条中「第五十二条第二項」の下に「(法第六十二条において準用する場合を含

の提出が困難なときは、事後遅滞なく)」を「支給後遅滞なく」に改める 又は金銭の持出しを行うときは事前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前 て準用する場合を含む。)」を加え、「支給を行ったときは事後遅滞なく、海外への送金 を含む。)」を加え、同条第二項中「第五十五条第二項」の下に「(法第六十二条におい 第十二条第一項中「第五十五条第一項」の下に「(法第六十二条において準用する場合

を加える。 第十三条中「第五十六条」の下に「(法第六十二条において準用する場合を含む。)」

五十二条第四項及び第五十四条第四項の規定を法第六十二条において準用する場合を含 四条第二項及び第三項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。)」 を含む。)」に改め、同条第二項中「法第二十八条第一項、法第三十五条第一項及び法第 む。)」に改める。 条第五項」を「第四十五条第一項第五号、第五十二条第四項及び第五十四条第四項 に改め、同条第三項中「法第四十五条第一項第五号、法第五十二条第四項及び法第五十四 五十四条第二項から第四項まで」を「第二十八条第一項、第三十五条第一項並びに第五十 十四条第一項から第四項まで」を「第二十八条第一項及び第二項、第三十五条第一項並び に第五十四条第一項から第三項まで(これらの規定を法第六十二条において準用する場合 第十四条第一項中「法第二十八条第一項及び第二項、法第三十五条第一項並びに法第五

(指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部改正

第二条 指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例(平成二十四年大分県条例第 三十三号)の一部を次のように改正する。

ら起算して五年間、 して五年が経過した日を含む事業年度」に改め、 第十二条第二項中「翌々事業年度」を「第一号に掲げる書類についてはその作成の日か 第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算 同条第三項中「三年」を「五年」に改め

第十四条中「三年間」を「五年間」に改める。

大分県報号外

(条例

- 1 この条例は、 平成二十九年四月一日から施行する。
- (特定非営利活動促進法施行条例の改正に伴う経過措置
- 2 る書類の提出については、なお従前の例による 第 特定非営利活動促進法の 一項の規定によりなお従前の例によることとされる海外への送金又は金銭の持出しに係 一部を改正する法律 (平成二十八年法律第七十号) 附則第八条

(指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の改正に伴う経過措置

- 3 e V の指定の手続等に関する条例 施行日前に開始した事業年度に係る第二条の規定による改正前の指定特定非営利活動法人 下「新指定条例」という。)第十二条第二項及び第十四条の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る同項の書類について適用し、 第二条の規定による改正後の指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例 以 下 「旧指定条例」という。)第十二条第二項の書類につ 以
- 4 十二条第三項の書類については、なお従前の例による。 に係る同項の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧指定条例第 新指定条例第十二条第三項及び第十四条の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給

なお従前の例による

大分県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝

貞

電気を供給する事業

大分県条例第十四号

大分県環境影響評価条例の一部を改正する条例

る。 大分県環境影響評価条例 (平成十一年大分県条例第十一号) の一部を次のように改正す

号中「第七号」を「第八号」に改め、 別表中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同表の第三 第一号の次に次の一号を加える。 同号を同表の第四号とし、同表中第二号を第三号と

であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号)第三十八条に規定する事業用電気工作物

則

施行期日

1 この条例は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定

> は、 公布の日から施行する。

- 2 更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める 変更のみをして実施されるものに限る。)については、新条例第二章から第八章までの規 分県環境影響評価条例 定は適用しない。 この条例の施行の日 (以下「新規対象事業」という。)であって、次に掲げるもの (以下「施行日」という。)以後新たにこの条例による改正後の大 (以下「新条例」という。) 第二条第四号の対象事業となる事業 (施行日以後その内容を変
- 二項の規定による認可又は同法第四十八条第一項の規定による届出がなされた事業 施行日前に電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第四十七条第一項若しくは第
- 成二十三年法律第百八号。以下「再生エネルギー特措法」という。)第九条第三項の認 定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る事業(次に掲げるものを含む。) 施行日前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 に係る改正法第二条の規定による改正前の再生エネルギー特措法第三条第二項に規定 正する法律(平成二十八年法律第五十九号。以下「改正法」という。)附則第四条第 項の規定により再生エネルギー特措法第九条第三項の認定を受けたとみなされる者 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改 爭
- 受けたとみなされる者に係る旧認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給 改正法附則第五条第三項の規定により再生エネルギー特措法第九条第三項の認定を

する認定発電設備(以下「旧認定発電設備」という。)を用いて再生可能エネルギー

- する事業 受けたとみなされる者に係る旧認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給 改正法附則第六条第三項の規定により再生エネルギー特措法第九条第三項の認定を
- を受けたとみなされる再生可能エネルギー発電事業計画に係る事業 改正法附則第十五条第二項の規定により再生エネルギー特措法第九条第三項の認定
- 3 新条例の規定の例による環境影響評価その他の手続を行うよう努めなければならない。 実施しようとする者は、 前項の規定により新条例第二章から第八章までの規定を適用しないこととされた事業を 当該事業に係る環境の保全について適正な措置を講じるため自ら
- 条例の施行前において、新条例第四条の二から第十二条までの規定(新条例第二十五条第 施行日以後新規対象事業を実施しようとする者(前項に規定する者を除く。)は、この

一項において準用する場合を含む。)の例による環境影響評価その他の手続を行うことが この条例は、 附 則

5 する規定により施行日に行われたものとみなす。 前項の規定による手続が行われた新規対象事業については、当該手続は、新条例の相当

6 続が行われた事業については、新条例の相当する規定により環境影響評価その他の手続が この条例による改正前の大分県環境影響評価条例の規定により環境影響評価その他の手

行われたものとみなす。

大分県企業立地促進資金貸付基金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

大分県知事

広 瀬 勝

大分県条例第十五号

平成二十九年三月三十日

大分県企業立地促進資金貸付基金条例等の一部を改正する条例

(大分県企業立地促進資金貸付基金条例の一部改正

第一条 大分県企業立地促進資金貸付基金条例(昭和六十二年大分県条例第十七号)の一部 を次のように改正する。

第一条中 平成十九年

経済産業省

生示第二号

大部科学省 を 平成二十八年文部科学省 経済産業省告示第二

号 に改める。

改める。 第二条第一項中「二億七千六百六十一万九千五百二十九円」を「一億二千五百万円」に

(大分県企業立地促進等基金条例の一部改正)

第二条 大分県企業立地促進等基金条例(昭和六十三年大分県条例第九号)の一部を次のよ

うに改正する。

第一条中 平成十九年経済産業省
年示第二号 を 平成二十八年 文部科学省 告示第二

号に改める。

条例第二条第一項の改正規定は、平成二十九年四月一日から施行する。 公布の日から施行する。ただし、第一条中大分県企業立地促進資金貸付基金

大分県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

大分県知事

広

瀬

勝

貞

平成二十九年三月三十日

大分県条例第十六号

大分県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

大分県国営土地改良事業負担金徴収条例(昭和四十年大分県条例第十五号)の一部を次の

ように改正する。

貞

別表を次のように改める。

別表(第三条、 第四条関係

t J	国営緊急農地再編整備事業	国営かんがい排水事業	事業名	
	定める率 以内で知事が	百分の五十以 内で知事が定	徴収率	
	十七年(据置期間二年	十七年(据置期間二年	支払期間	
	大臣の定める率 二項の農林水産 二項の農林水産	大臣の定める率 二項の農林水産 二項の農林水産	利率	

附 則

この条例は、 公布の日から施行する。

大分県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例を

平成二十九年三月三十日

ここに公布する。

大分県条例第十七号

大分県知事 広 瀬

勝

貞

する条例 大分県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部を改正

例第七号) の一部を次のように改正する。 大分県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例(昭和五十五年大分県条

題名を次のように改める。

大分県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例

第一条中「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機

構法」に、 第二条中「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」を「国立研究 「附則第十一条第三項」を「附則第十条第三項」に改める。

に、「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令」を「国立研究開発法 開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する政令」に、「第八条」を「第十条」

人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する省令」に、「第六条」を「第五条」に改め

る

この条例は、 平成二十九年四月一日から施行する

大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成二十九年三月三十日

大分県知事

瀬 勝

貞

広

大分県条例第十八号

大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

次のように改正する。 大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (平成九年大分県条例第十五号)の一部を

附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

この条例は、 公布の日から施行する

大分県立学校いじめ対策委員会条例をここに公布する

平成二十九年三月三十日

大分県知事 広

瀬 勝

貞

大分県条例第十九号

大分県立学校いじめ対策委員会条例

第 一条 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。)第十

四条第三項の規定に基づき、大分県立学校いじめ対策委員会(以下「委員会」という。)

(所掌事務)

第二条 委員会は、 大分県教育委員会 (以下「教育委員会」という。)の求めに応じ、 次に

掲げる事務を行う。

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策について審議する

二 法第二十四条に規定する事案について調査すること。

三 法第二十八条第一項に規定する重大事態について調査すること。

(組織)

第三条 委員会は、 委員十人以内で組織する。

委員は、法律、 医療、 心理、 福祉又は教育に関して優れた識見を有する者のうちから、

(委員の任期)

教育委員会が任命する。

2

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、 会務を総理し、 委員会を代表する。

委員長に事故があるとき、 又は委員長が欠けたときは、 あらかじめ委員長の指名する委

員がその職務を代理する。

(臨時委員

第六条 委員会に、特別の事項を審議し、 又は調査させるため必要があるときは、 臨時委員

を置くことができる。

2 育委員会が任命する。 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、 教

解任されるもの

3 とする。 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議又は調査が終了したときは、

第七条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。 大分県条例第二十号 第十一条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員 第十条 委員会の庶務は、教育庁において処理する。 第九条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた 5 4 3 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことが 第八条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。 6 5 4 3 きる。 会に諮って定める。 後も、同様とする。 長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。 係資料等の提出を求めることができる。 数のときは、 できない。 する者が、その職務を代理する。 この条例は、公布の日から施行する。 大分県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。 (委任) 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、 (秘密の保持) 前各項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第一項中「委員 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることがで 平成二十九年三月三十日 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名 部会長は、当該部会の事務を掌理する。 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。 議長の決するところによる 大分県知事 広 瀬 勝 又は関 可否同 貞 る。 に、「二、○八三人」を「二、○九二人」に、「二、四二八人」を「二、四三七人」に改め 改正する。 第二条第一項中「一、一八四人」を「一、一八九人」に、「六二〇人」を「六二四人」 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。 大分県地方警察職員定数条例 則 (昭和二十九年大分県条例第二十八号)の一部を次のように

大分県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

平成二十九年三月三十日

大分県報号外

(条例)

九